

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に自己都合により退職した時または本人の責に帰すべき解雇により雇用契約を終了した場合、就業期間に応じて受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合・・・80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合・・・50%
- (3) 入社後 2 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合・・・30%

返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

なお、求人者による労働関係法令違反その他、当社の紹介行為に起因しない事由により退職に至った場合は、本返戻金制度の対象外とします。